

随意契約理由書

件名	千苺浄水事務所管内送水ポンプ設備分解整備
契約の相手方	イワキ・モリタニ電工株式会社
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号 に該当
随意契約の理由 本業務対象の設備・機器は、製造会社である株式会社電業社機械製作所独自の技術に基づいて製造されており、イワキ・モリタニ電工株式会社は、株式会社電業社機械製作所の保守点検及び修繕整備に関する神戸市内での唯一の代理店である。本業務は、技術資料を基に整備を行い、能力を維持できるように全体調整を行う必要があり、製作者しか知り得ない機器内部の専門的な技術や部品調達が可能で業者は他に存在しないため、業務を履行できるのは、関西の代理店であるイワキ・モリタニ電工株式会社以外にはないため随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	神戸市水道局浄水統括事務所千苺浄水事務所 (電話番号 078-985-2438)